

国保・高齢者医療だより

柔道整復師等（整骨院・接骨院）の施術を受けられる方へ



も考えられる)

・被保険者証を使って施術

を受ける場合は、「療養

費支給申請書」に署名が

必要となります。療養費

支給申請書の内容は、よ

く確認して自分で署名ま

たは捺印してください。

（負傷原因、負傷名、日

期、金額等の確認）

・スポーツなどによる肉体

疲労改善のための施術

・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの

給付）

・領収書は、必ずもらってください。（金額等の確

認や医療費控除を受ける際にも必要）

・治療費の適正化のために

これら注意点に気をつけ

ていただくことで、保険給

付の対象とならないものな

ど誤った請求がなくなり、

医療費の適正な支出につな

がります。

・また、受診内容調査の為、

文書等により負傷原因・施

術年月日・施術内容などに

ついてお問合せすることができますので、ご協力をお願

いします。

○マッサージの場合

・関節拘縮、筋麻痺

※マッサージは、病名では

なく症状に対する施術とな

り、治療上マッサージが必

要であると医師が認めた場

合に保険対象として利用で

きます。

・被保険者証を使つて施術

を受ける場合は、「療養

費支給申請書」に署名が

必要となります。療養費

支給申請書の内容は、よ

く確認して自分で署名ま

たは捺印してください。

（負傷原因、負傷名、日

期、金額等の確認）

・スポーツなどによる肉体

疲労改善のための施術

・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの

給付）

・領収書は、必ずもらってください。（金額等の確

認や医療費控除を受ける際にも必要）

・治療費の適正化のために

これら注意点に気をつけ

ていただくことで、保険給

付の対象とならないものな

ど誤った請求がなくなり、

医療費の適正な支出につな

がります。

柔道整復師等（整骨院・接骨院）の使用者証が使えない場合があり

ます

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院・接骨院）・鍼灸師をこ

利用になる方に、国民健康保険・後期高齢者医療保険

適用範囲の誤解があること

から、誤った受診が生じて

います。柔道整復師や鍼灸

師は、骨折、脱臼、ねんざ、

打撲や肉離れなどの痛みに

対して施術を行う専門家で

あり「医師」ではないため、

施術の行為が限定されており、また保険証を利用する

ためには、一定の条件を満

たすことが必要となります

ので施術を受ける前に確認してください。なお、保険適用外の施術であった場合は、全額自己負担となります。

・症状の改善が見られない

慢性病

・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み

・脳疾患による後遺症等の

科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の

施術料は全額自己負担）

・施術が長期にわたる場合

は、医師の診断を受けてください。（内科的要因

も考えられる）

・被保険者証を使って施術

を受ける場合は、「療養

費支給申請書」に署名が

必要となります。療養費

支給申請書の内容は、よ

く確認して自分で署名ま

たは捺印してください。

（負傷原因、負傷名、日

期、金額等の確認）

・スポーツなどによる肉体

疲労改善のための施術

・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの

給付）

・領収書は、必ずもらってください。（金額等の確

認や医療費控除を受ける際にも必要）

・治療費の適正化のために

これら注意点に気をつけ

ていただくことで、保険給

付の対象とならないものな

ど誤った請求がなくなり、

医療費の適正な支出につな

がります。

・また、受診内容調査の為、

文書等により負傷原因・施

術年月日・施術内容などに

ついてお問合せすることができますので、ご協力をお願

いします。

・健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金

係☎②2113へお願いし